

東金市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
。

令和8年6月23日

東金市長 山下 美紀

東金市条例第12号

東金市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

東金市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東金市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（昭和61年東金市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

第6条中「25人」を「20人」に改める。

第8条中「第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額」を「第29条第3項第2号に掲げる額」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。